

第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務委託
特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、交野市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条（事業の目的）

広域的な物流拠点となることが見込まれる第二京阪道路沿道の交野市において、増加する物流交通や物流倉庫周辺の環境保全のため、防災拠点機能を併せ持ったトラック駐車場（休憩施設）の整備に向けた現況調査・整備効果・概略設計及び駐車場・収益施設の管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討を行う。

第3条（対象範囲）

交野市の行政区域全域を対象とする。

第4条（準拠法令等）

本業務は、仕様書及び関係法令に基づき実施するものとし、仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

第5条（一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部分を第三者に委託、若しくは請負わせてはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第6条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和4年3月18日までとする。

第7条（技術者の要件）

本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、道路業務・都市および地方計画に精通し、下記の資格及び実績を有する者とする。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、変更なく従事することを基本とする。

- (1) 管理技術者は、技術士（道路）または技術士（都市及び地方計画）の資格を有する者
- (2) 照査技術者は、照査技術者は、技術士（道路）又はRCCM（道路）、技術士（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有するものとし、管理技術者を兼ねることはできないものとする。

- (3) 担当技術者は、技術士（道路）または技術士（都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とし、照査技術者を兼ねることはできないものとする。なお、管理技術者の有する資格が技術士（道路）の場合は技術士（都市及び地方計画）、管理技術士が有する資格が技術士（都市及び地方計画）の場合は技術士（道路）を有する者を最低1名配置すること。

担当技術者については資格以外に「道の駅」または「高速道路のサービスエリア」の調査・検討または設計業務に従事した実績を有している者を配置することができる。

第8条（提出書類等）

本業務における提出書類は次のとおりとし、発注者の承認を得なければならない。
また、それらの変更も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (4) その他、発注者の指示する書類

第9条（資料及び成果品の取扱い）

本業務において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第10条（秘密保持）

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。
また業務で知り得た内容、情報等を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。
そのため受注者は、これらの情報保護の観点から、ISMS(Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム)若しくはプライバシーマークの認証を取得しているものとする。

第11条（検査）

本業務の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

また、成果品納入後において、受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

第12条（事故等の処理、損害賠償）

受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合並びに紛糾が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

第13条（契約不適合責任）

本業務の成果引渡後、その物件の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、発注者の請求に基づき、受注者は目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の義務を負うものとする。

第14条（疑義）

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第2章 業務内容

第15条（業務内容）

本業務の内容については、下記のとおりとする。

1. トラック駐車場（休憩施設）整備に向けた基礎調査

①地域状況の把握

交野市の現況（位置、交通、自然、歴史、文化、産業、観光、災害等）の既存資料・データを収集整理し、とりまとめる。また、上位関連計画を整理し、まちづくりの動向を把握する。

②トラック駐車場の把握

高速道路 SA・PA における駐車場台数・利用状況や第二京阪道路沿線における物流倉庫の立地状況、全国のトラックステーションの事例・現況・課題など収集整理し、トラック駐車場に関する現状を把握する。

③トラック事業者ヒアリング

トラック駐車場の利用が想定される事業者を選定し、ドライバーの労働環境（休憩、待機、生活など）や駐車場の利用状況、ニーズ等の把握を行う。

④トラック駐車場の需要予測

①～③の基礎調査結果及び将来交通量推計を基に、トラック駐車場の需要予測を行う。

2. トラック駐車場（休憩施設）施設の検討

上記の基礎調査結果を踏まえ、トラック駐車場（休憩施設）における導入機能や施設規模の検討を行う。なお、災害時に防災拠点として機能するための設備を付帯させること。（防災「道の駅」の選定基準を満たすもの）

また、トラック駐車場（休憩施設）の整備における整備効果の検討を行う。

3. トラック駐車場（休憩施設）の整備運営に係る PPP/PFI 導入可能性調査

①基本事項の整理

トラック駐車場（休憩施設）の検討内容や発注者の意向、施設の要件など本事業を PFI 手法等で実施するにあたっての前提条件を整理する。

②事業手法・スキームの検討

トラック駐車場（休憩施設）の整備を PFI 手法等で実施する場合の事業スキームや支援措置、リスク分担等に関する検討を行う。

③マーケットサウンディング調査の実施

トラック駐車場（休憩施設）の整備における民間事業者の参入意欲や参入条件、民間事業者から見たリスクや課題を把握するため、マーケットサウンディング調査を実施する。なお、ヒアリング対象の選定にあたっては、発注者と十分協議する。

④VFM の算定

上記の検討結果を踏まえ、従来方式の事業費（PSC）と PFI 手法等の LCC を比較検討し、VFM を算定する。

⑤総合評価及び事業化に向けた課題の整理

VFM 算定結果を踏まえた定量的評価及び本事業を PFI 手法等により実施することの定性的評価を行い、事業実施に向けた最適な事業手法を選定する。また、事業実施スケジュールや事業実施に向けた課題・条件を整理する。

4. トラック駐車場（休憩施設）の概略設計

上記の検討結果を踏まえ、トラック駐車場（休憩施設）の概略設計を行う。

第 16 条（打合せ協議）

打合せ協議は、着手時、中間報告時、成果納入時とし、計 4 回程度を想定する。発注者又は受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。なお、受注者は打合せ協議記録簿を作成し、発注者へ提出するものとする。

第 3 章 成果品

第 17 条（成果品）

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 打合せ協議記録簿 | 1 式 |
| (3) 官民連携基盤整備推進調査費関連調書 | 1 式 |
| (4) その他必要となるもの | 1 式 |

※成果品については、すべて電子データを作成し、電子媒体で納品する。

以上